

佐賀県告示第四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十二年一月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

名称	所在地	指定年月日
森本歯科医院	小城市三日月町久米九四三番地一	平成二一・一〇・一
やまの歯科医院	西松浦郡有田町立部乙二二四九番地一	平成二一・八・二八
宮崎外科胃腸科	唐津市新興町三〇〇一番地一	平成二一・一〇・二〇
はらこが歯科	鳥栖市原古賀町三本松八六一番地	平成二一・一〇・三
今村治郎クリニック	鳥栖市轟木町一五八〇番地	平成二一・一二・一
ささきこどもクリニック	佐賀市大和町大字尼寺三四二四番地六	平成二一・一二・一
春風薬局大和店	佐賀市大和町大字尼寺字一本松三四二九番地一	平成二一・一二・一

名称	古賀齒科医院
所在地	一五 西松浦郡有田町南原丁一九六番地
指定年月日	平成二二・九・一